

交通第522号
令和2年(2020年)12月18日

一般社団法人北海道バス協会
会長 平尾 一彌 様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う交通事業者利用促進支援事業(ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業)を活用した割引乗車券等の一時的な販売休止について(通知)
道では、年末年始を見据えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を徹底して抑え込むための集中対策期間を設定し、不要不急の外出自粛によるリスク回避の徹底等をお願いしているところですが、現下の全国的な感染症拡大や国のGo Toトラベル事業の年末年始における全国の一時停止決定などの状況を踏まえ、次のとおり対応をお願いします。

記

- 1 ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業実施要綱(令和2年7月28日付け交通第171号総合政策部長決定。以下「実施要綱」という。)第9条第7号に基づき、本事業を活用した割引乗車券等について、令和2年12月28日(月)から令和3年1月11日(月・祝)までの間、新規の販売を休止すること。
(既に販売済の割引乗車券等の利用停止を求めるものではありません。)
- 2 国等からの新型コロナウイルス感染症対策に係る通知に基づく各種対策の適切な履行はもとより、利用客への「新北海道スタイル」の徹底の呼びかけのほか、施設内の定期的な換気や設備等の消毒・洗浄をはじめ、お客様に安心して利用いただくための感染症対策の取組の積極的な周知などを徹底すること。
- 3 今後、さらなる移動制限等の措置が講じられた場合には、実施要綱第9条第8号に基づき、割引乗車券等の利用の自粛を指示する可能性があること。

総合政策部交通政策局交通企画課公共交通支援班
担当：主幹 小林 達也
主任 山本 廉
電話：011-204-5333